

○ 茨城県立医療大学学生の表彰に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学学則（平成6年茨城県規則第108号）第46条に規定する学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 学生への表彰は、表彰状を授与して行うものとする。

(手続)

第3条 教員は、表彰に該当すると思われる学生の行為について知ったときは、学生部長に報告するものとする。

2 学生部長は、前項の規定による報告を受けたときは、茨城県立医療大学学生委員会（以下「委員会」という。）を開き、事実関係を詳細に調査し、表彰の適否を協議するものとする。

3 委員会は協議の結果、相当の理由があると認めたときは、その結果を学長に報告する。

(決定)

第4条 学長は、学生委員会からの報告を受け、教授会の意見を聴いて、当該学生の表彰を決定する。

(補則)

第5条 この規定に定めるもののほか、学生の表彰及び懲戒に関し必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。